


所管部課		会計課		部長		並木俊則		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について						
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条 例 規 則							
	部 課 機 関	福祉推進課、臨時福祉給付金等担当						
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 低所得の高齢者向けの年金生活者向けの臨時福祉給付金申請者が、窓口現金受領を希望した場合に支給を可能とするため。</p> <p>(2) 改正内容 附則第4項において、資金前渡の特例を規定する。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 現金受領を希望する申請者への支給が可能となる。</p>								
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課にて事前審査済み</p>								
<p>3 留意事項 (問題点等)</p> <p>9月以降に実施される、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金について、支給事業実施要綱を現在整備している。今後この2つの給付金支給に係る一部改正も行う予定である。</p>								
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。</p>								
<p>5 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。